

令和4年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業に係る
旅行商品化に向けた文化体験プログラムモデル構築業務委託
企画提案公募要領

本公募は沖縄県の再委託承認を前提としたものであり、県の再委託承認後に効力を生じるものです。県が再委託承認を行わない場合には、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 企画提案公募の趣旨

令和4年度以降の文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップを図る上で、基礎調査や、ワーキングを行うとともに、観光客の沖縄の芸能に対する認知度や理解度を高めるために、沖縄県が実施する沖縄芸能マグネットコンテンツ公演をはじめとする、文化資源(三線、琉球舞踊、エイサー等)を活用した、旅行商品に組み込み可能な各種沖縄伝統芸能体験プログラムモデルを構築し、沖縄特有の文化資源を活用した新たな観光メニューを確立するための企画提案を募集する。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務の名称：旅行商品化に向けた文化体験プログラムモデル構築業務
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和5年2月28日まで（予定）
- (3) 委託業務の内容：「旅行商品化に向けた文化体験プログラムモデル構築業務企画提案仕様書」参照
- (4) 企画提案限度額：提案額は7,430千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

3 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本店または支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合は代表法人が県内に本店または支店を有していること。
- (3) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。

（注）地方自治法施行令第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格（１）から（５）の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

(7) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1 共同企業体)につき、提案は1 件であること。

4 主なスケジュール

- (1) 公募開始 6月21日(火)
- (2) 質問締切 6月28日(火) 正午(厳守)
- (3) 質問回答（質問一覧及び最終回答） 6月30日(木) 15時以降
- (4) 参加申込書 7月4日(月) 正午(厳守)
- (5) 公募締切（企画提案書の提出期限） 7月12日(火) 正午(厳守)
- (6) 第一次審査（書類審査） 7月14日(木)
- (7) 第一次審査結果の通知 7月15日(金)
- (8) 第二次審査（プレゼンテーション審査） 7月21日(木)
- (9) 第二次審査結果の通知（委託予定業者通知） 7月22日(金)
- (10) 委託契約の締結 7月下旬

5 質問の受付及び回答

本公募への質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 受付期間：令和4年6月28日(火) 正午(厳守)

(2) 提出方法：次のとおり

ア 提出書類：質問書【様式9号】

イ 提出方法：持参又はメールにより受け付ける。

※ メールで提出する場合は、沖縄県文化振興会文化芸術推進会 担当：大城
メールアドレス (ooshiroa@okicul-pr.jp) あてに送信すること。

※ また、メールの件名は「【質問書送付】旅行商品化に向けた文化体験プログラムモデル構築業務」とし、メール送信後は電話（098-987-0926）による受信確認を行うこと。

(3) 回答方法：

質問及びその回答は、令和4年6月30日(木)15時以降に沖縄県文化振興会ホームページにおいて公表し、個別の回答は行わない。ただし、簡易な質問については、電話等により回答することがある。

6 参加申込み

本公募への参加を希望する場合は、次のとおり申し込むこと。

(1) 提出書類：参加申込書【様式1号】及び会社概要【様式6号】

(2) 受付期間：公告の日から令和4年7月4日（月）正午まで

(3) 提出方法：持参又はメールにより受け付ける。

※ 共同企業体で応募する場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

※ メールで提出する場合は、沖縄県文化振興会 担当大城メールアドレス（ooshiroa@okicul-pr.jp）あてに提出すること。

※ また、メールの件名は「【参加申込】旅行商品化に向けた文化体験プログラムモデル構築業務」とし、メール送信後は電話（098-987-0926）による受信確認を行うこと。

7 応募

参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本（複写）6部を持参すること。なお、申請書等への押印は、原則として不要とする。

(1) 提出書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3号】

イ 企画提案書（A4版・縦横自由 ※ページ番号必須）

企画提案は、企画提案仕様書を参照の上、企画提案限度額の範囲内で実現が確約されることのみを表明すること。また、記載に当たっては、提案内容が容易に理解できるよう、適宜、イラスト、イメージ図等を使用すること。なお、次の(ア)～(エ)の記述は必須とする。

(ア) 提案概要

(イ) 業務の実施方法

(ウ) 業務の実施体制

役割、担当者、所属、実務経験年数、保有資格等を記載すること。また、記載に当たっては、審査する者が内容を十分理解できるよう、適宜、図や表を用いて、実施体制を具体的に記載すること。共同企業体等で応募する場合は、全構成員の担当業務が明確となるよう記載すること。

(エ) 業務スケジュール

ウ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 5 号】

費目ごとの積算内訳（任意様式）を添付すること。

エ 法人（会社）概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 6 号】

オ 実績書・・・【様式 7 号】

（共同企業体で応募する場合には、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出する。

なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者の権限、構成員の連帯責任、瑕疵担保責任、協議事等とする。）

カ 共同企業体構成書（※共同企業体等の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 8 号】

キ 共同企業体協定書（※共同企業体等の場合）

ク 応募者の概要がわかるもの（パンフレット・会社案内等）

(2) 提出期限：令和 4 年 7 月 12 日（火）正午まで

(3) 提出場所：沖縄県文化振興会（沖縄産業支援センター6F 605）

(4) 提出方法：持参して提出すること。

(1) 本要領等の沖縄県文化振興会ホームページへの掲載期間

令和 4 年 6 月 21 日(火)から令和 4 年 7 月 12 日(火)まで

(2) 応募にあたっては、「仕様書」及び「応募申請書類等様式一覧」を参照の上、申請書類を作成し、持参して提出すること。

8 積算見積に関する要件

今回の企画提案については、7,430,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案募集に当たり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

また、積算見積は、概ね次の項目に区分して、単価、数量、内訳及び金額の根拠等を記載した書類（任意様式）を作成して添付すること。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費

ア 旅費

イ 謝金

ウ 通信費

エ 印刷製本費

オ 使用料・賃借料（会場使用料等）

カ その他（上記費目以外の必要な経費を適宜追加）

(3) 再委託費

(4) 一般管理費（直接人件費と直接経費の合計額の 10%以内。ただし、再委託費は、一

般管理 費の算定から除くこと。)

(5) 消費税及び地方消費税相当額

※ 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて、総事業費を記載すること。

※ 1円未満の端数については切り捨てるものとする。(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律を参照)

※ 事業実施中に発生した事故・災害処理のための経費、キャンセル料、その他事業に関係のない経費は計上できない。

9 企画提案書の審査

提出された企画提案書等については、企画提案選定委員会による審査を行い、業務委託の候補者を選定する。

(1) 企画提案選定委員会の設置

企画提案の審査を公正に行い、業務委託契約の相手方となる候補者を選定するため、振興会が設置する企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において審査を行う。

(2) 選定手順等

提出された企画提案書をはじめとする書類(以下「提案書」という。)について、形式審査を行った後、選定委員会において企画提案者からのプレゼンテーションを実施し、選定委員会による審査のうえ、業務委託の候補者を選定する。

また、企画提案者が4者以上の場合は、選定委員会での審査に先立ち、振興会において書面審査のうえ、選定委員会による審査の対象となる者を選定する。

(3) プレゼンテーション

日時：令和4年7月21日(金) ※予定

会場：文化振興会内会議室

※ プレゼンテーション15分、質疑応答10分を予定。

※ 書面のみでのプレゼンテーションとする。

※ 企画提案書の範囲を超える内容のプレゼンテーションは認めない。

※ プレゼンテーション会場への入場者は3名以内とする。

※ プレゼンテーションの日時及び場所は、変更する場合がある。

※ プレゼンテーションの順番及び具体的な時刻等は、別途通知する。

※ プレゼンテーションは、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインで行う場合がある。

(4) 審査基準

審査においては、以下の項目ごとに採点する。

ア 業務目的の理解度

業務の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

イ 業務の遂行体制及び業務計画の的確性

確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力、体制等を有していること。

ウ 具体性

提案された内容が具体的かつ効果的であること。

エ 妥当性

業務を遂行するに当たり、妥当な期間（スケジュール）、積算であること。

(5) 審査結果の通知

審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。

(6) 委託契約の締結時期 令和4年7月 ※予定

10 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本公募要領に違反すると認められる場合

エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出により使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書の作成に要する経費、第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加する経費等については、企画提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(6) 委託業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、沖縄県文化振興会と委託業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

(7) 次の点に留意し委託業者として実行可能と判断した場合に応募すること。

ア 支払の事実が確認できるよう銀行振込で取引をすること。なお、振込手数料は請求対象外とする。

イ 現金や手形での支払をしないこと。

ウ 人件費は、単価が実費ベースであること、タイムカードや出勤簿と労務日誌と整合性がとれ、給与台帳等で確認できようにすること。

エ 一般管理費は、10 %以内とする。

オ 消耗品は、受払簿で管理すること。

カ 再委託する場合は、再委託先の各種帳票類を確認し、成果の有無、契約の必要性、適正性、期間の適切性等について確認をすること。

11 お問い合わせ先

(公財) 沖縄県文化振興会 (大城)

〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階 605

電話 098-987-0926 FAX 098-987-0928

メールアドレス ooshiroa@okicul-pr.jp